

(表 面)

## 子ども手当 認定請求書

八戸地域広域市町村圏事務組合 管理者 様

下記のとおり、子ども手当の認定を請求します。

受給資格の審査に際し、住民基本台帳及び課税台帳に関する情報を確認することに同意します。

人事担当課長		所属長	

提出年月日

年 月 日

職員コード									支払希望金融機関	名 称	店 番			
請求者	(フリガナ) 氏 名	(印)		住 所	電話 ( )				銀行 信用金庫 ( )	支 店 出 張 所 ( )	普通預金			
	性 別	男 · 女	生年月日	年 月 日		配偶者の有無	有 · 無	口 座 番 号						
	所 属													
配偶者	(フリガナ) 氏 名	生年月日		年 月 日			職 業	ア. 被用者 ウ. 被用者等でない者 イ. 公務員						
	住 所 (別居の場合記入)		電話 ( )			勤務先名	電話 ( )							
子 ど も	(フリガナ) 氏 名	続柄	生年月日	同居・別居 の別	海外留学をしている 場合の出国年月	住 所 (別居の場合のみ記入)		監護の 有無	生計関係	子どもの関係で、該 当する場合に○印	3歳未満	3歳以上小 学校修了前	小学校修了後 中学校修了前	
	・	・	同・別	年 月			有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母					
	・	・	同・別	年 月			有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母					
	・	・	同・別	年 月			有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母					
	・	・	同・別	年 月			有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母					
	・	・	同・別	年 月			有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母					
	・	・	同・別	年 月			有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母					
	・	・	同・別	年 月			有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母					
請求事由			7条3項適用の有無	備 考						手当月額				
審 査	1. 出生 2. 転入 3. その他（備考参照）			有 · 無							円 円 円			
	審査結果		認定・却下年月日		支給開始年月									
	認定 ・ 却下				年 月									

◎ 太線で囲まれている欄を記入してください。

裏面の注意をよく読んでから記入してください。

注意

- 1 「住所」の欄は、住民票上の住所を記入してください。
- 2 「配偶者」の「氏名」及び「職業」の欄は、「配偶者の有無」欄で「有」を選んだ場合に記入してください。なお、配偶者には、子どもを懷胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
- 3 「子ども」の欄は、請求者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるすべての子について、記入してください。
- 4 子どもが海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 5 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
  - ① 「同一」は、子どもが請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
  - ② 「維持」は、子どもが請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 6 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。
  - ① 子どもが他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有する場合は、その子どもの属する世帯の全員の住民票の写し
  - ② 子どもが海外に留学している場合は、当該子どもが日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにできる書類
  - ③ 子どもが請求者自身の子であり、請求者がその子どもと別居している場合は、請求者のその子どもに対する養育の状況を明らかにできる書類
  - ④ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにできる書類
  - ⑤ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにできる書類
  - ⑥ 子どもが請求者自身の子でない場合は、父母とその子どもとの養育関係及び請求者とその子どもとの養育関係を明らかにできる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
  - ⑦ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、子どもと同居している場合は、当該事実を明らかにできる書類